

秋田県告示第269号

秋田県漁港管理条例（昭和44年秋田県条例第16号）第9条第1項第1号の規定により、県が管理する漁港施設のうち、その使用に関して知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

平成29年5月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

漁港名	施設名	使用の方法	収容隻数	指定する期間
平沢漁港	本港東防波堤沿い第2泊地	停係泊	10隻	平成29年6月1日から同年11月30日まで